

倫理規程

第一章 総則

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下、「当社」とする。）の行動基準 及びコンプライアンス（法令を遵守すること）並びに倫理委員会の取り扱いについて定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、企業倫理を確立することにより社会の信頼を得ることを目的とし、当社はコンプライアンスを経営の基本方針とする。

第二章 行動基準

(役員・役職者の責務)

第 3 条 役員（理事・監事）及び職員等は、次条以下の行動基準を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

(行動の原則)

第 4 条 当社は、経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

(安全で高品質な教育・支援の提供)

第 5 条 当社は、優れた知識・技術と豊かな経験をもとに、安全かつ高品質な教育・サービス等を提供する。

(適正な表現)

第 6 条 当社は、会員に提供する教育・サービス等については、その品質、内容等を正しく表現する。

(公正な競争)

第 7 条 当社は、教育・サービス等において、同業他社がある場合、公正で自由な競争を行う。

2 当社は、教育・サービス等の支援について、不正な手段は使用しない。

(政治、行政との関係)

第 8 条 当社は、政治、行政との間において、健全かつ正常な関係を保持する。

2 違法な政治献金、違法な利益供与、贈賄は行わない。

(企業情報の提供)

第 9 条 当社は、会員等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。

(環境問題への取り組み)

第 10 条 当社は、環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用、省エネルギーなどにより、環境問題に積極的に取り組む。

(職員等の安全と健康)

第 11 条 当社は、職場における職員等の安全と健康の確保、快適な職場の形成に努める。

(職員等のゆとりと豊かさの実現)

第 12 条 当社は、労働条件の向上により、職員等の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。

(職員等の人格・人権の尊重)

第 13 条 当社は、職員等一人ひとりの人格・人権を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分等による不当な差別は行わない。

(地域社会との交流)

第 14 条 当社は、良き企業市民として、地域社会との交流を深め、地域の社会活動への参加等により、社会貢献に努める。

(関連当事者取引)

第 15 条 当社は、関連当事者との取引について実施する場合には、事前に理事会の承認を得ることとし、理事会においては、取引の合理性、取引条件の妥当性について確認を行うこととする。

2 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。

(反社会勢力との関係)

第 16 条 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取る。

2 反社会的な勢力に対しては、経済的な利益を供与しない。

(行動基準違反への対応)

第 17 条 当社は、この行動基準に違反する重大な事案が生じたときは、代表理事を先頭にして当社を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、再発の防止に努める。

2 当社は、生じた事案について、社内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3 当社は、代表理事を含め、関係職員を厳正に処分する。

第三章 コンプライアンス

(職員等の義務)

第18条 職員等は、当社の基本方針を踏まえ、法律を誠実に遵守して業務を遂行しなければならない。

(職員等の禁止事項)

第19条 職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法律に違反する行為をすること
- (2) 他の職員等に対し、法律に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員等に対し、法律に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員等の法律違反行為を黙認すること

(拒否)

第20条 職員等は、同業者から法律違反行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

(通報の義務)

第21条 職員等は、他の職員等の法律違反行為を知ったときは、速やかにヘルプライン窓口若しくはコンプライアンス担当理事に通報しなければならない。

- 2 ヘルプライン窓口若しくはコンプライアンス担当理事への通報は、公開された電子メール及び電話番号を窓口とする。
- 3 通報の際は、原則として、氏名及び連絡先を示すものとする。
- 4 通報者に対する報復行為は、これを禁止するものとする。

(事実関係の調査)

第22条 倫理委員会は、職員等から法律違反の通報があったとき若しくはヘルプライン窓口、コンプライアンス担当理事からの報告があった場合は、速やかに事実関係を調査する。なお、調査にあたっては職員と共同で行うことができる。

- 2 倫理委員会は、事実関係の調査に当たり、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。
- 3 事実関係の調査は、公正かつ客観的に行わなければならない。

(調査後の措置)

第23条 倫理委員会は、事実関係の調査結果を理事会に報告する。

- 2 違反行為が重大かつ悪質な場合、代表理事は、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関与者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。
- 3 調査の結果、違反行為が明らかになった場合、会社として速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

(懲戒処分)

第24条 当社は、法律違反行為をした職員等を懲戒処分に付する。

(免責の制限)

第25条 職員等は、次に掲げることを理由として、自らが行った法律違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法律について正しい知識がなかったこと
- (2) 法律に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(行動のセルフチェック)

第26条 職員等は、自らの考えや行動が法律と社会的良識に沿ったものであるかどうかを、自ら常にチェックしなければならない。

(セルフチェックの方法)

第27条 前条に定めるセルフチェックは、所定の「コンプライアンスカード」によって行うものとする。

- 2 職員等は、事務所に掲示されている「コンプライアンスカード」を常に確認しなければならない。
- 3 「コンプライアンスカード」の作成、掲示は担当コーディネータが行い、確認するものとする。

(業務執行理事への相談)

第28条 職員等は、自らの行動や意思決定が法律違反であるかどうか、判断に迷うときは、あらかじめ業務執行理事に相談しなければならない。

- 2 業務執行理事は、職員等から相談を受けた事案が法律に違反するかどうか、判断に迷うときは、代表理事若しくは関係する法律事務所に相談しなければならない。

(実行の猶予・中止)

第29条 職員等は、業務執行理事から回答があるまでは、相談した事案を実行に移してはならない。

- 2 職員等は、相談した事案について、業務執行理事から「法律に違反する」又は「法律に違反する恐れがある」と回答されたときは、その事案を実行してはならない。

第四章 倫理委員会

(委員会の目的)

第30条 当社は、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的として、倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第31条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 職員等に対する法律遵守意識の普及、啓発
- (2) 通報があった事案の事実関係の確認
- (3) 法律違反行為の中止命令
- (4) 法律違反行為が発生した原因の究明と再発防止策の検討、実施

(構成)

第32条 委員会は、代表理事及び理事2名、監事2名をもって構成する。重要な法律違反の事実が判明した場合は、外部の有識者等の参加要請をし、検討等を行う。

(責務)

第33条 委員は、高い倫理観に基づき、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することが当センターにとってきわめて重要であることを厳しく認識し、その任務を誠実に遂行しなければならない。

(委員長)

第34条 委員会の委員長は代表理事がこれに就くものとし、委員長は委員会の活動を統括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の委員がこれに代わる。

(委員会の開催)

第35条 委員会は、委員長が招集することにより開催し、委員の過半数の出席により成立する。

(事務局)

第36条 委員会の事務局は、業務執行理事とする。

(議事録の作成)

第37条 委員会を開催したときは、議事録を作成するものとし、その作成は事務局が行う。

(中止命令)

第38条 委員会は、事実関係の調査の結果、法律違反行為が行われていることを確認したときは、直ちに、その行為を行っている者に対し、その行為の中止を命令する。

(原因究明・再発防止策の実施)

第39条 委員会は、法律違反行為が発生した原因を究明し、再発防止策を検討、実施しなければならない。

(委員の任務の停止)

第40条 委員本人が法律違反行為の当事者となったときは、その事案が完全に処理されるまで、委員の任務を停止する。

(倫理・コンプライアンス教育)

第41条 委員会は、職員等企業倫理意識、コンプライアンス意識の普及啓発をはかるため、必要に応じて倫理教育、コンプライアンス教育を行う。

(改廃)

第42条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経るものとする。

(附則)

1.この規程は、令和7年3月1日より制定実施する。

※SOICのコンプライアンスカード or ポスター事例



行動の5原則 あなたの考えや行動は次の項目に反していませんか？

1. 公正さを最優先の判断基準として行動する
2. 誠実な言動を実践し、信頼関係を構築する
3. 誤りは隠さず、速やかに報告し是正する
4. 社会の一員として、常に社会的責任を全うする
5. 本原則に反する行為を正当化しない

コンプライアンス/ハラスメント通報・相談窓口

匿名でも受け付けます

社内

メール：wd7nb5@bma.biglobe.ne.jp

社外

メール：janpia-bzhl@integrex.jp

上司や周囲の人に相談できない場合、安心して各窓口にご相談ください。
